

第1回 徳島県医療的ケア児支援センター検討会 次 第

日時 令和3年12月23日（木）

午後6時30分から8時まで

場所 徳島市医師会館 4階 中会議室

1 開 会

2 挨 拶

徳島県保健福祉部 鎌村感染症・疾病予防統括監

3 議 事

（1）座長選任

（2）「医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律」について

（3）医療的ケア児等とその家族の生活実態調査について

（4）その他

4 閉 会

【資 料】

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 徳島県医療的ケア児支援センター検討会について
- ・ 資料2 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像
- ・ 資料3 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について
- ・ 資料4 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児支援センター等の業務等について
- ・ 資料5 徳島県医療的ケア児とその家族の生活実態調査について

徳島県医療的ケア児支援センター検討会 委員名簿

所 属	職 名	氏 名
徳島保健所	所長	佐藤 純子
徳島大学病院	小児科助教	小谷裕美子
かさまつ在宅クリニック	小児在宅医長	笠松 由華
徳島県看護協会訪問看護支援センター	センター長	宮本小由里
徳島県訪問看護ステーション連絡協議会	代表理事	吉野 牧子
国立病院機構東徳島医療センター	小児科部長	田中有美子
徳島赤十字ひのみね総合療育センター	園長	加藤 真介
児童発達支援センターねむのき	施設長	中川 美幸
徳島県相談支援専門員協会	副代表	松下 義雄
徳島県保育事業連合会	会長	大和 忠広
徳島県特別支援学校長会	会長	上野 清文
徳島県重症心身障害児（者）を守る会	会長	杉本 勝
徳島市健康福祉部障害福祉課	課長	坂野 宏典
徳島県保健福祉部	感染症・疾病予防統括監	鎌村 好孝

(敬称略)

徳島県医療的ケア児支援センター検討会について

1 会議名称 徳島県医療的ケア児支援センター検討会

2 目 的

本年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことを踏まえ、医療的ケア児支援センターの設置等の検討を行うため、本検討会を設置する。

3 任 期 令和3年12月23日から令和5年3月31日まで

4 委 員 保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関及び当事者団体等 14名

5 検討事項

- (1) 医療的ケア児とその家族の現状把握に関すること
- (2) 医療的ケア児支援センターの設置のあり方等に関すること
- (3) その他必要な事項

6 今後のスケジュール（予定）

年度		検討内容	その他
令和3年度	R3. 12. 23～	・徳島県医療的ケア児支援センター検討会の進め方 ・医療的ケア児支援センターの概要説明 ・「医療的ケア児とその家族の生活実態調査」 （必要に応じ開催）	「実態調査」の実施 (R4. 1月 目途)
	R4. 3月	・「医療的ケア児とその家族の生活実態調査」結果報告	
令和4年度	R4. 5月～	・本県の医療的ケア児支援センターに求められる機能、支援体制 （必要に応じ開催）	

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年6月11日成立)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する

⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は約2.0万人〈推計〉



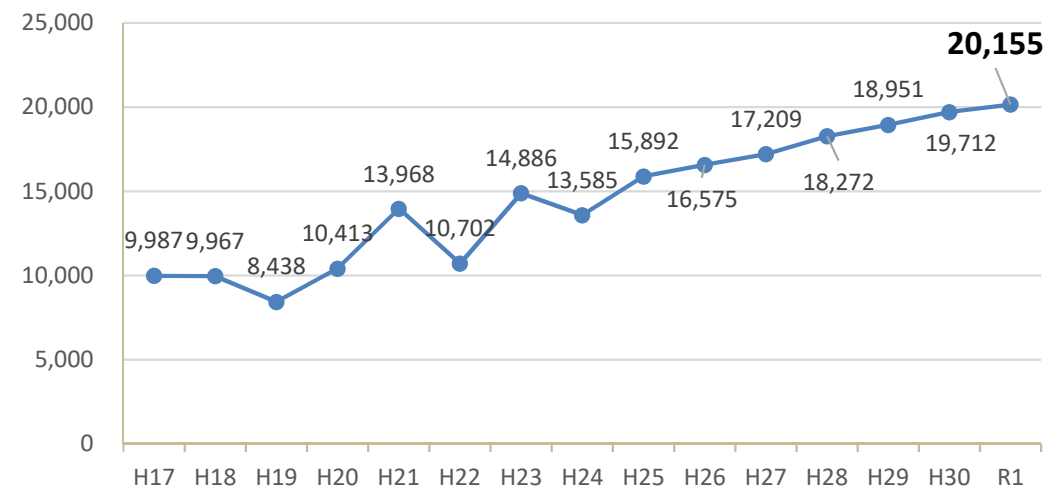
- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要
例) 気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

※1:重症心身障害児とは重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。全国で約43,000人(者も含まれている)。[岡田.2012推計値]



* 画像転用禁止

在宅の医療的ケア児の推計値(0～19歳)



(厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」の協力のもと障害児・発達障害者支援室で作成)

児童福祉法の改正 (平成28年5月25日成立・同年6月3日公布)

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、**保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずる**ように努めなければならない。」

府子本第 742 号
 3 文科初第 499 号
 医発 0618 第 1 号
 子発 0618 第 1 号
 障発 0618 第 1 号
 令和 3 年 6 月 18 日

各 都 道 府 県 知 事
 各 指 定 都 市 市 長
 各 中 核 市 市 長
 各都道府県教育委員会教育長
 各指定都市教育委員会教育長
 各 国 公 私 立 大 学 長
 各国公私立高等専門学校長
 小中高等学校を設置する学校
 設置会社を所轄する構造改革
 特別区域法第 12 条第 1 項の
 認定を受けた各地方公共団体の長

殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
 (公 印 省 略)
 文部科学省初等中等教育局長
 (公 印 省 略)
 厚生労働省医政局長
 (公 印 省 略)
 厚生労働省子ども家庭局長
 (公 印 省 略)
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
 (公 印 省 略)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和 3 年法律第 81 号)」
 (以下「法」という。)は令和 3 年 6 月 18 日に公布され、令和 3 年 9 月 18 日(公
 布の日から起算して 3 月が経過した日)から施行されることである。

法の目的及び概要は下記のとおりであるので、管内区市町村・教育委員会・関係
 団体等にその周知徹底を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行い、法の運
 用に遺憾のないようにご配慮願いたい。

記

第1 法の目的

この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたこと。

第2 法の概要

一 総則

1 定義について（第2条関係）

- (1) 「医療的ケア」の定義を、人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他の医療行為としたこと。
- (2) 「医療的ケア児」の定義を、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下同じ。）に在籍するものをいう。二の1(2)において同じ。）としたこと。

二 基本理念

1 基本理念について（第3条関係）

- (1) 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならないものとしたこと。
- (2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならないものとしたこと。
- (3) 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が18歳に達し、

又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることにも配慮して行われなければならないものとしたこと。

- (4) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。三の二(2)において同じ。）の意思を最大限に尊重しなければならないものとしたこと。
- (5) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならないものとしたこと。

2 国の責務について（第4条関係）

国は、1の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を総合的に実施する責務を有するものとしたこと。

3 地方公共団体の責務について（第5条関係）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有するものとしたこと。

4 保育所の設置者等の責務について（第6条関係）

保育所の設置者、認定こども園（保育所又は幼稚園であるものを除く。以下同じ。）の設置者及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を営む者は、基本理念にのっとり、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するものとしたこと。

また、放課後児童健全育成事業を行う者は、基本理念にのっとり、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するものとしたこと。

5 学校の設置者の責務について（第7条関係）

学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するものとしたこと。

6 法制上の措置等について（第8条関係）

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないものとしたこと。

三 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策

1 保育を行う体制の拡充等について（第9条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充が図られるよう、子ども・子育て支援法の仕事・子育て両立支援事業における医療的ケア児に対する支援についての検討、医療的ケア児が在籍する保育所、認定こども園等に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

(2) 保育所の設置者、認定こども園の設置者及び家庭的保育事業等を営む者は、その設置する保育所若しくは認定こども園に在籍し、又は当該家庭的保育事業等を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師（以下「看護師等」という。）又は喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。三の2(3)において同じ。）を行うことができる保育士若しくは保育教諭の配置その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

(3) 放課後児童健全育成事業を行う者は、当該放課後児童健全育成事業を利用している医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

2 教育を行う体制の拡充等について（第10条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

(2) 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

(3) 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとしたこと。

3 日常生活における支援について（第11条関係）

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、医療的ケアの実施その他の日常生活において必要な支援を受けられるようにするため必要な措置を講ずるものとしたこと。

4 相談体制の整備について（第 12 条関係）

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとしたこと。

5 情報の共有の促進について（第 13 条関係）

国及び地方公共団体は、個人情報保護に十分配慮しつつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体が行う医療的ケア児に対する支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講ずるものとしたこと。

四 医療的ケア児支援センター等

1 医療的ケア児支援センター等について（第 14 条関係）

(1) 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「医療的ケア児支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができるものとしたこと。

① 医療的ケア児（18 歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。以下 1 及び六の 2 (2)において同じ。）及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。

② 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと。

③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

④ ①から③までに掲げる業務に附帯する業務

(2) (1)による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行うものと

したこと。

- (3) 都道府県知事は、1の業務を医療的ケア児支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、医療的ケア児及びその家族その他の関係者がその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとしたこと。

2 秘密保持義務について（第15条関係）

医療的ケア児支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならないものとしたこと。

3 報告の徴収等について（第16条関係）

都道府県知事は、医療的ケア児支援センターの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該医療的ケア児支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該医療的ケア児支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができるものとしたこと。

4 改善命令について（第17条関係）

都道府県知事は、医療的ケア児支援センターの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該医療的ケア児支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとしたこと。

5 指定の取消しについて（第18条関係）

都道府県知事は、医療的ケア児支援センターが3による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは3による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき又は医療的ケア児支援センターが4による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができるものとしたこと。

五 補則

1 広報啓発について（第19条関係）

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援の重要性等について国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとしたこと。

2 人材の確保について（第 20 条関係）

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児に対し医療的ケアその他の支援を行うことができる人材を確保するため必要な措置を講ずるものとしたこと。

3 研究開発等の推進について（第 21 条関係）

国及び地方公共団体は、医療的ケアを行うために用いられる医療機器の研究開発その他医療的ケア児の支援のために必要な調査研究が推進されるよう必要な措置を講ずるものとしたこと。

六 施行期日等

1 施行期日について（附則第 1 条関係）

この法律は、公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行するものとしたこと。

2 検討について（附則第 2 条関係）

(1) この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとしたこと。

(2) 政府は、医療的ケア児の実態を把握するための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。

(3) 政府は、災害時においても医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けることができるようにするため、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 31 日

各 都道府県 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児支援センター等の業務等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

議員立法による「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）」（以下「法」という。）は令和 3 年 6 月 18 日に公布され、令和 3 年 9 月 18 日（公布の日から起算して 3 月が経過した日）から施行されるところです。

法第 14 条第 1 項では、都道府県知事は、医療的ケア児及びその家族（以下「医療的ケア児等」という。）に対する相談や助言等について、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（医療的ケア児支援センター。以下「支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができるとされています。

今般、都道府県及び支援センターが、法第 14 条第 1 項に掲げる業務（以下「支援センター業務」という。）を行うことができるものとされた目的や、支援センター業務の具体的な内容等について、都道府県の皆さまからいただいた御質問等も踏まえ、別紙 1 のとおりまとめました（別紙 2 は、支援センターのイメージについての概要資料になります）。

法では、支援センター業務等を規定することにより、医療的ケア児を社会全体で支え、医療的ケア児等がその居住する地域にかかわらず、等しく適切な支援が受けられるようにしていく方向性を立法府として示したものとされています。

このような法第 14 条が規定された趣旨等を踏まえ、管内市町村において実施

されている医療的ケア児への支援について把握しつつ、支援センター業務の実施や、管内の医療的ケア児等に対する支援体制の整備について、検討をお願いします。

なお、支援センターの効果的な運営のあり方等については、現在、調査研究を進めており（※）、追って、同調査研究で得られた好事例等をお示しする予定です。

（※「医療的ケア児の実態把握のあり方及び医療的ケア児等コーディネーターの効果的な配置と活用等に関する調査研究」令和３年度障害者総合福祉推進事業）

また、支援センター業務を行う上で配置が想定される医療的ケア児等コーディネーターの配置に係る費用については、令和３年度の「医療的ケア児等総合支援事業」においても補助対象としています。令和４年度の同事業の内容については、今後、予算編成の中で検討することになりますが、適宜情報提供させていただきますので引き続きよろしくお願いいたします。

【本件担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室

医療的ケア児支援専門官・障害児支援係

T E L : 03-5253-1111（内線 3101、3037）

F A X : 03-3591-8914

E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp

医療的ケア児支援センターの目的及び業務等について

1. 法第 14 条の立法趣旨

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）」（以下「法」という。）は、医療的ケア児及びその家族（以下「医療的ケア児等」という。）が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児支援センター（以下「支援センター」という。）の指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としている。

医療的ケア児の支援については、その専門性等から、個々の制度の相談窓口だけで適切な支援に繋げることが難しい場合があり、医療的ケア児の家族にとっては、様々なニーズについて、どこに相談をすれば適切な支援に繋がるのかが分かりにくいという課題があった。また、医療的ケア児の支援に当たっては、地域の医療、保健、福祉、教育、労働等の多機関が連携して支援に当たることが重要であるが、必ずしもこうした連携が円滑に行われているとは限らない状況があった。

そこで、法では、都道府県及び支援センター（以下「支援センター等」という。）が、

- ・ 医療的ケア児等に対して行う相談支援に係る「情報の集約点」になること、
- ・ どこに相談をすれば良いか分からない状況にある医療的ケア児の家族等からの相談をまずしっかりと受け止め、関係機関と連携して対応すること、
- ・ 医療的ケア児等に対する、医療、保健、福祉、教育、労働等の多機関にまたがる支援の調整について、中核的な役割を果たすこと

を期待して、法第 14 条の規定が定められたところである。

なお、法第 14 条は、以下のとおり、「都道府県知事は、（略）「医療的ケア児支援センター」（略）に行わせ、又は、自ら行うことができる」と、いわゆる「できる規定」として定められたものであり、支援センターの設置を義務づけ

ているものではない。しかしながら、上記に示したような立法趣旨に鑑み、できる限り多くの都道府県において支援センターが設置されることが期待されている。

また、法では、支援センターとしての施設設備・人員基準要件等は定めておらず、そのあり方が制限されるものではないが、立法趣旨に鑑みると、以下に示す内容を踏まえて設置することが望ましいと考えられる。

2. 支援センターの設置等

(1) 支援センター等が行う業務の範囲等

① 業務の範囲

法第14条では、支援センター等が行うことができる業務として、以下のアからエを規定している。

ア 医療的ケア児等その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。

イ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下「関係機関等」という。）並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと。

ウ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等との連絡調整を行うこと。

エ アからウに掲げる業務に附帯する業務

これらの業務については、医療的ケア児等や関係機関等から見た分かりやすさ等の観点からは、支援センターで一括して行われることは望ましいが、一方で、各都道府県における実情に照らし、都道府県と支援センターで役割分担して実施することが現実的な場合も考えられる。例えば、

- ・ ア（相談支援等）やウ（関係機関連携）の業務は支援センターが行い、イ（研修等）の業務は都道府県が自ら行う
- ・ 管内に複数の支援センターを指定する場合に、イ（研修等）の業務については1つの支援センターでまとめて実施する

といった役割分担も考えられる。

なお、ア（相談支援等）及びウ（関係機関連携）の業務を細分化して役割分担することは、医療的ケア児等や関係機関等からの相談先として分かりにくくなるため、この点に留意しつつ、適切な実施体制を検討されたい。

また、アからエに該当しない業務と一体的に行うことも妨げるもので

はない。従来の医療的ケア児等の支援に関わる部署等が、法第 14 条第 1 項に掲げる業務（以下「支援センター業務」という。）を担うことも考えられる。

② 設置箇所

支援センターは管内の医療的ケア児の数等都道府県の実情に応じて、複数の支援センターを設置する等、医療的ケア児等に対して適切な支援を行うことができる体制を確保することが期待される。

③ 支援センターの名称

法では、都道府県知事が、支援センター業務を適正かつ確実に行うことができるものと認めて指定した者を、「医療的ケア児支援センター」と規定しているが、都道府県が自ら業務を行う場合も、医療的ケア児等や関係機関のための相談窓口であることが分かるよう、「医療的ケア児支援センター」という名称を使用することが望ましい。

また、都道府県が自ら業務を行う場合でなく、社会福祉法人等を指定し、委託する場合も、「〇〇県医療的ケア児支援センター」など都道府県名を付する等により、公的機関である旨が分かりやすいような呼称とすることが円滑な業務実施に資すると考えられる。支援センター業務を都道府県と支援センターで役割分担する場合や、支援センターを複数設置する場合などでも、法の立法趣旨を踏まえ、医療的ケア児等にとって、分かりやすい名称となるよう工夫をされたい。

（２）支援センターの指定等

都道府県知事は、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができる者を支援センターとして指定できるとされており、指定の際の留意点としては以下のようなことが考えられる。これらを踏まえ、各都道府県において指定について検討されたい。

① 指定に際しての留意点

支援センターとしての指定の際には、以下について満たすことが望ましいと考えられる。これらのことを踏まえ、支援センターが実施する業務の内容に応じて、支援センターとして必要な要件について検討されたい。

なお、法では、指定の対象を「社会福祉法人その他の法人」としており、法人格を有していることが求められるが、社会福祉法人に限定されるものではなく、NPO 法人等を含め、医療的ケア児の支援に係る実績や知見等、

業務を行うに際しての適格性において判断すべきものである。

ア 配置する職員について

支援センターに配置する職員については、医療的ケア児等から相談を受け、助言等を行うことについて十分な専門性と経験を有することが求められることから、職員のうち1名以上は、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者若しくはこれと同等の知識を有する者を配置することが適当と考えられる。

※ 具体的には、相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の職種が想定されるが、これらの資格に限られるものではないこと。

※ なお、支援センターの業務を担う職員（役員等も含む）及びこれらの職にあった者は、秘密保持義務を有するものであることに留意すること。（法第15条）

イ 運営時間

支援センターにおいて、医療的ケア児等からの相談を受け付ける時間については、利用者の利便性を考慮した開設時間とすることが望ましい。

※ 地域の医療的ケア児の数や、医療的ケア児の家族の就労等の状況も考慮し、柔軟に設定されたい。ただし、例えば、1ヶ月間に数日の受け付けでは、医療的ケア児等のニーズに対応することは難しいと考えられる。相談等のニーズが少ない場合、他の業務を兼務しつつ開所期間や時間を長くするなど、相談を受け付ける期間や時間が極端に短くならないような配慮をお願いしたい。

② 指定後の都道府県の関与

支援センター業務は、都道府県知事が指定する支援センターに行わせるものであることから、法第16条において、業務の状況等に関し必要な報告を求めること等が規定されているほか、法第17条及び法第18条において、改善命令及び指定の取消しについて規定されている。

都道府県は、これらの規定を踏まえ、支援センターから業務の実施状況等について定期的に報告を聴取するなど、実施状況等の把握に努め、必要に応じて改善を促すなど、支援センターにおける適切な業務運営の確保に努めるものとする。

また、関係機関等の調整が難航する場合等、支援センターからの相談に応じ、指定権者（委託者）として、適切な支援を行っていただきたい。

③ 指定手続き

支援センター業務は、法第 14 条第 2 項において、支援センターとしての指定を受けようとする者の申請により行うこととされている。申請から指定までの方法について特段の定めはないため、各都道府県において、指定時に確認すべき内容等について検討されたい。

3. 対象者

法第 14 条に掲げる業務による支援の対象は、法第 2 条のとおり、医療的ケア児等となる。

具体的には、例えば、医療的ケアスコア（※）に定める医療的ケアを必要とする児童が想定されるが、この医療的ケアスコアに該当する医療的ケア以外を除外するものではないため、何らかの医療的ケアが必要であるため、適切な支援に繋がることに困難が生じている児童については広く対象とされたい。

なお、法の附帯決議において、医療的ケア児が成人となった後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることも重要であることが指摘されている。支援センターの対象となる者は、「18 歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者」を含むものであることから、特に成人期への移行支援について十分な配慮が必要である。

（※）「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）」の別表第 1 の 1 の表をいう。

4. 支援センター業務の具体的な内容等

（1）医療的ケア児等からの相談への助言等（法第 14 条第 1 項第 1 号）

支援センター等は、上記のとおり、どこに相談すれば良いか分からない状況にある医療的ケア児等からの様々な相談について、まずしっかりと受け止めた上で、関係機関と連携して総合的に対応することが期待される。具体的には、相談内容に応じて、地域において活用可能な社会資源（施策）等の情報を提供しつつ、適切な関係機関を紹介するほか、関係機関等のうち複数の機関との調整を要するような相談内容については、（3）に記載する、関係機関等への連絡・調整を行い、切れ目のない相談・援助に努める。

なお、関係機関等としては、具体的に以下のような機関が想定される（以下はあくまで例示であり、個々の相談内容に応じてこれら以外の機関や市

町村とも調整を行う必要がある点に留意すること)。

- ・ 医療：地域において医療的ケア児への対応に中核的な役割を担っている病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション 等
- ・ 保健：保健所、保健センター 等
- ・ 福祉：相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、児童発達支援センター、その他の障害児通所支援事業所、保育所 等
- ・ 教育：教育委員会、小学校、中学校、高校、特別支援学校 等
- ・ 労働：ハローワーク、障害者就業・生活支援センター 等

こうした相談者に対する的確な情報提供や、関係機関等との適切な連携を行っていくため、支援センターを設置したら、速やかに、(都道府県と協力しつつ)①広報誌等を活用した支援センター設置の広報、②管内の医療的ケア児に係る社会資源(施策)等の情報収集、③関係機関等との顔合わせ等を進めていくことが必要と考えられる。

(2) 関係機関等並びにこれに従事する者への情報提供及び研修(法第14条第1項第2号)

① 情報提供について

都道府県及び支援センターは、

- ・ 管内の医療的ケア児等からのニーズ
- ・ 調整が困難なケースについて、適切に支援に繋げた好事例
- ・ 最新の施策(各制度の補助事業や医療的ケア児等の支援に係る調査研究等)

等の、医療的ケアに関する情報を把握し、これを管内の市町村を始めとした関係機関等に共有し、医療的ケア児等への支援が推進されるよう努めることが期待される。

なお、提供すべき情報は、(1)及び(3)の業務を通じて把握するほか、都道府県及び市町村における医療的ケア児等の協議の場において把握することや、国が開催する会議等への参加その他の方法により把握することが考えられる。

※ 厚生労働省では、ホームページで以下のような情報を紹介しているので、参考とされたい。

○『医療的ケアが必要な子どもと家族が、安心して心地よく暮らすために』－医療的ケア児と家族を支えるサービスの取組紹介－(平成30年12月19日)

<https://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-2018.12.19.html>

○「医療的ケア児等とその家族に対する支援施策」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/shougaishahukushi/service/index_00004.html

② 研修について

支援センター等は、関係機関等に従事する者に対して、医療的ケアについて、以下のような研修その他の研修を行い、地域における医療的ケア児等の支援に関わる人材の養成を行うこととされている。

これらの研修には、「医療的ケア児等総合支援事業」が活用できるため、都道府県と支援センターにおいて相談の上、積極的な実施をお願いしたい。

<研修の例>

- ・ 医療的ケア児等支援者養成研修（地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成する研修）
- ・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修
- ・ 喀痰吸引等研修
- ・ その他、関係機関等のニーズに応じて企画する研修 等

※ 例えば、令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害児通所支援事業所等における安全な医療的ケアの実施体制の構築に関する調査研究」では、「障害児通所支援事業所等（障害児通所支援、生活介護およびグループホーム）における安全な医療的ケアの実施体制のための手引き並びに研修プログラム」が作成されており、こうしたプログラムを活用した研修等の実施も考えられる。

(<https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/r02shogai2020.html>)

(3) 関係機関等との連絡調整（法第14条第1項第3号）

① 個々のケースに係る連絡調整

支援センター等は、(1)のとおり、医療的ケア児等からの相談を受け、関係機関等のうち複数の機関との調整を要するような相談内容については、市町村、相談支援事業所又はそれらに所属する医療的ケア児等コーディネーター等、各地域における医療的ケア児等の支援に係る調整を行うべき者（以下「地域のコーディネーター」という。）と連携し、当該相談内容に対する検討や対応を行うことが期待される。このとき、地域のコー

ディネーターから、調整が難しい事案等、医療的ケア児等の支援に係る相談があった場合は、対応に当たっての助言や、好事例の紹介等を行うなど、地域のコーディネーターの支援を行うことが期待される。

なお、支援センター等では助言等が困難な内容については、当該相談内容に助言等を行える機関の紹介や、当該機関との連絡調整を行うなど、地域における多職種による連携体制の構築を図りつつ、相談の解決に努めることが考えられる。

なお、地域のコーディネーターに対応を引き継いだ後も、適宜フォローアップを行うことが望ましい。

※ 調整が困難なケースへの対応に当たっては、市町村を始め地域の関係機関等と連携していく必要があるが、緊密な連携に当たっては、日頃からの情報共有等を通じた信頼関係の構築が重要になることから、例えば、市町村等の協議の場に都道府県又は支援センターの職員が参加する等により

- ・ 各地域にある医療的ケア児等が活用できる社会資源の把握
- ・ 各地域の課題等についての情報交換の実施
- ・ 都道府県と市町村の医療的ケア児等コーディネーターの情報交換の機会の確保

等を行うことが望ましい。

② 地域の医療的ケア児支援の状況等に係る連絡調整

支援センター等は、医療的ケア児等に対する適切な支援のため、管内の市町村その他必要な機関から、市町村における医療的ケア児支援に係る状況の共有を求め、管内全体の医療的ケア児支援の状況の把握をすることが重要である。

把握すべき内容は、例えば、医療的ケア児の数や、行われている施策の内容、市町村で生じている課題、個々のケースへの対応に係る好事例等が考えられる。支援センター等が管内市町村の情報を収集し、横展開を図っていく役割が期待されていることを踏まえ、把握すべき内容を検討されたい。

(4) 地域のコーディネーターが行う相談・助言等との関係

医療的ケア児等からの相談に対して適切な社会資源（施策）を紹介したり、必要に応じて管内の関係機関等との調整等を行うことは、従来から地域のコーディネーターにより行われてきた地域もある。

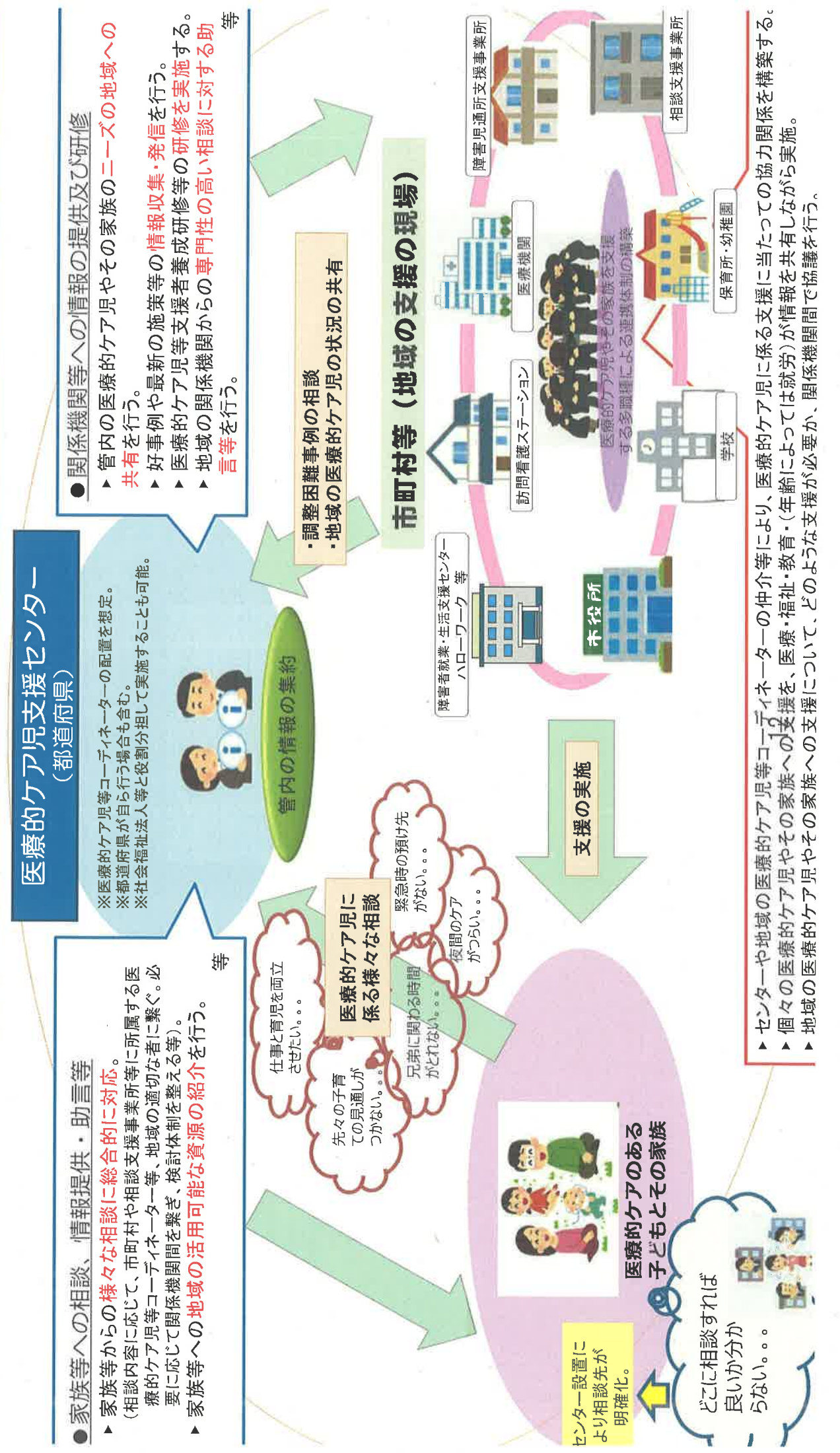
法で、医療的ケア児等からの様々な相談について総合的に対応する窓口

を都道府県が設置できることとした立法趣旨は前述のとおりであるが、このことは、市町村等において、医療的ケア児等からの相談対応を行わないこととしたものではなく、市町村等においても、引き続き、各制度の相談窓口や、医療的ケア児等の相談に係る一元的な窓口において、適切に対応することが求められる点に留意いただきたい。

また、複数の関係機関等との調整が必要な場合や、調整が困難なケースへの対応に当たっては、都道府県又は支援センターの助言等を受けつつも、最終的には市町村を始め地域の関係機関等に事案を引き継ぐことが求められるため、市町村においても、引き続き、医療的ケア児等コーディネーターを配置するなどして、医療的ケア児等に必要な支援に繋がるような体制整備を進める必要がある点に留意いただきたい。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

■ 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ■ 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援等
どこに相談すれば良いかわからない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。



「令和3年度 徳島県医療的ケア児とその家族の生活実態調査」へのご協力のお願い

徳島県保健福祉部障がい福祉課

今回、徳島県では令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を受け、県内の医療的ケアが必要な方及びその介護者の方の生活状況について実態調査を行うこととなりました。

本調査へご協力いただくとともに、以下の内容をご確認ください。

1.本調査の対象者について

令和3年4月1日時点で徳島県内に住民票のある0歳から18歳の医療的ケアが必要な方及びその介護者の方になります。

2.本調査における医療的ケアとは

本調査における医療的ケアとは①人工呼吸器の管理、②気管切開の管理、③鼻咽頭エアウェイの管理、④酸素療法、⑤吸引、⑥ネブライザーの管理、⑦経管栄養、⑧中心静脈栄養の管理、⑨皮下注射、⑩血糖測定、⑪継続的な透析、⑫導尿、⑬排便管理等です。

※詳細については、別紙調査票の備考にも記載しております。

3.留意点

本調査票が複数の関係部署等から重複して送付された場合、1つだけに回答していただき、徳島県保健福祉部障がい福祉課へ調査票を返送いただけますようお願いいたします。
※もし、ご家庭で医療的ケアが必要な方が複数いる場合は、1人につき1枚ずつ調査票にご回答ください。

4.提出期限

令和4年〇月〇日（〇）まで

5.個人情報の取扱いについて

本調査で回答していただいた個人情報については守られます。調査票については、厳重に管理し、処分いたします。

6.本調査に関する問い合わせ先

徳島県保健福祉部障がい福祉課 施設サービス指導担当 088-621-2296

令和3年度 徳島県医療的ケア児とその家族の生活実態調査票



1. 基本情報について

【質問1】 医療的ケアが必要な方の基本情報について

- 1 年齢（令和3年4月1日時点）： _____ 歳
- 2 お住まいの市町村名： 徳島県 _____
- 3 所持している手帳・受給者証：それぞれあてはまる番号に○をつけ、等級を記載してください。
 - ① 身体障害者手帳（ _____ 級） ② 療育手帳（ A1 A2 B1 B2 ）
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳（ _____ 級） ④ 小児慢性特定疾病医療受給者証
 - ⑤ その他（ _____ ）

【質問2】 医療的ケアが必要な方の生活状況で該当する番号に○をつけてください。

- 1 自宅で生活している（又は体調不良等により一時的に病院等に入院している）。
→次の質問以降も回答してください（入院している方は在宅時の生活状況について回答してください）。
- 2 出生してから、現在まで病院などに入院している。
→質問3, 4, 5, 8, 9, 10に回答してください。

2. 医療的ケアの状況等について

【質問3】 医療的ケアの状況について、該当する番号に○をつけてください（複数回答可）。

- | | | | |
|------------|---------------------|---------------|---------|
| 1 人工呼吸器の管理 | 2 気管切開の管理 | 3 鼻咽頭エアウェイの管理 | |
| 4 酸素療法 | 5 吸引（気管内・口腔・鼻腔・咽頭内） | 6 ネブライザーの管理 | |
| 7 経管栄養 | 8 中心静脈カテーテルの管理 | 9 皮下注射 | |
| 10 血糖測定 | 11 継続的な透析 | 12 導尿 | 13 排便管理 |

【質問4】日常生活動作の介助状況について、それぞれ該当する番号に○をつけてください。

日常生活動作の内容	介助状況
1 食事	①全介助（経管栄養：胃ろう，腸ろうを含む） ②一部介助（きざみ食，流動食） ③自立（普通食）
2 排泄	①全介助 ②一部介助 ③自立
3 入浴	①全介助 ②一部介助 ③自立
4 移動	①全介助（寝たきり） ②一部介助（寝返り～四つ這いができる） ③自立（一人歩きができる）
5 言語理解	①全介助（言語の理解が困難） ②一部介助（コミュニケーションツールを用いると理解可） ③自立（簡単な言語であれば，概ね理解ができる）
6 発語	①全介助（自分の意思が伝達できない） ②一部介助（コミュニケーションツールを用いれば，自分の意思が伝達できる） ③自立（口頭での自分の意思の伝達に支障がない）

3. 医療的ケアが必要な方を介護する方の生活状況について

【質問5】現在，医療的ケアが必要な方の主たる介護者について，当てはまる番号に○をつけてください。

（1）主たる介護者は

1 父 2 母 3 兄弟姉妹 4 祖父母 5 その他（ ）

（2）主たる介護者の年代は

1 20歳未満 2 20歳代 3 30歳代
4 40歳代 5 50歳代 6 60歳以上

(3) 主たる介護者の就労状況について

- 1 無職 2 自営業 3 フルタイム勤務 4 パートタイム勤務
5 その他 ()

(4) 主たる介護者の1日の睡眠時間について

- 1 4時間未満 2 4時間以上 6時間未満 3 6時間以上

(5) 主たる介護者の健康状態について

- 1 健康 2 疾病はあるが介護に問題はない 3 疾病により介護に支障がある

(6) (1) で回答した主たる介護者以外に介護できる方はいますか。いる場合、主たる介護者以外の介護者は誰ですか (複数回答可)。

- 1 特になし 2 父 3 母 4 兄弟姉妹
5 祖父母 6 その他 ()

(7) 医療的ケアが必要な方の介護を介護者以外に依頼したい時はどんな時ですか (複数回答可)。

- 1 家族の体調が悪い 2 冠婚葬祭 3 医療的ケアが必要な方の兄弟姉妹の行事
4 介護者の買い物等の用事 5 主たる介護者の休息
6 その他 (具体的に)

(8) (7) のような場面の時、利用したことのあるサービスはありますか (複数回答可)。

- 1 特になし 2 訪問看護 3 医療機関へのレスパイト入院
4 障がい児通所支援 (児童発達支援や放課後等デイサービス等)
5 短期入所 6 生活介護 7 居宅介護
8 日中一時支援 9 その他 (具体的に)

4. 医療的ケアが必要な方の日常生活について

【質問6】医療的ケアが必要な方の日中生活について当てはまる番号に○をつけてください。

(1) 医療的ケアが必要な方が平日の日中に過ごしている場所（過ごす時間が最も長いところ）はどこですか。

- 1 自宅 2 保育所, 認定こども園 3 幼稚園, 小学校, 中学校,
4 高等学校 5 特別支援学校 6 障がい児通所支援事業所 (重心対応)
7 障がい児通所支援事業所 (重心以外対応) 8 生活介護事業所
9 日中一時支援施設 10 その他 (具体的に)

(2) (1) で1以外を回答した方のみ回答してください。平日の日中に過ごしている場所は1週間の内、何回通っていますか。

- 1 週1回 2 週2～4回 5 週5回

5. 在宅での生活を始める時について

【質問7】医療的ケアが必要な方が医療機関から退院し、在宅で生活を始める時にいて、当てはまる番号に○をつけてください。

(1) 在宅で生活を始めるとき、どこに相談しましたか（複数回答可）。

- 1 相談していない 2 医療機関 3 各市町村の窓口
4 保健所 5 保健センター 6 障がい福祉サービス事業所
7 相談支援事業所 8 保育所, 認定こども園 9 幼稚園
10 学校 11 家族, 親類, 知人 12 その他 (具体的に)

(1) - 1 (1) で1と回答した方のみ回答してください。相談しなかった理由を具体的に回答してください。

--

(2) 在宅で生活を開始するときに必要なことは(複数回答可)

- 1 相談先の確保 2 緊急時の受入先の確保 3 介護者のレスパイト
- 4 必要な情報の提供 5 必要な医療的ケアの機材等購入のための補助
- 6 その他（具体的に ）

6. 日常における不安や心配なことの相談状況について

【質問8】不安や心配なことに対する相談状況について、当てはまる番号に○をつけてください。

(1) 不安や心配なことがある時に相談できる人や相談機関はありますか。ある場合、相談先や相談機関はどこですか。

- 1 特にない 2 各市町村の職員 3 学校等の先生
- 4 障がい福祉サービスの職員 5 相談支援事業所の職員 6 医療機関の職員
- 7 家族、親戚、知人 8 他の医療的ケアの必要な方の保護者
- 8 その他（具体的に ）

(2) 医療的ケアが必要な方を介護する上で困ったことはありますか。ある場合、どんなことですか（複数回答可）。

- 1 どんなサービスを利用できるか（手続きも含め）分からない
- 2 サービスを提供してくれる事業所が近隣にない
- 3 利用できるサービスの量（日数，時間数等）が足りない
- 4 サービスの利用に係る費用の負担が大きい
- 5 医療的ケアが必要なことでサービスの利用を断られる
- 6 サービスを利用するための送迎がない
- 7 その他（具体的に

7. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に関すること

【質問9】令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、都道府県知事は、医療的ケア児及びその家族に対する相談や助言等について、医療的ケア児支援センターに行わせることができるとされています。今後、医療的ケア児支援センターが開設された場合、センターに期待することはありますか（自由記述）。

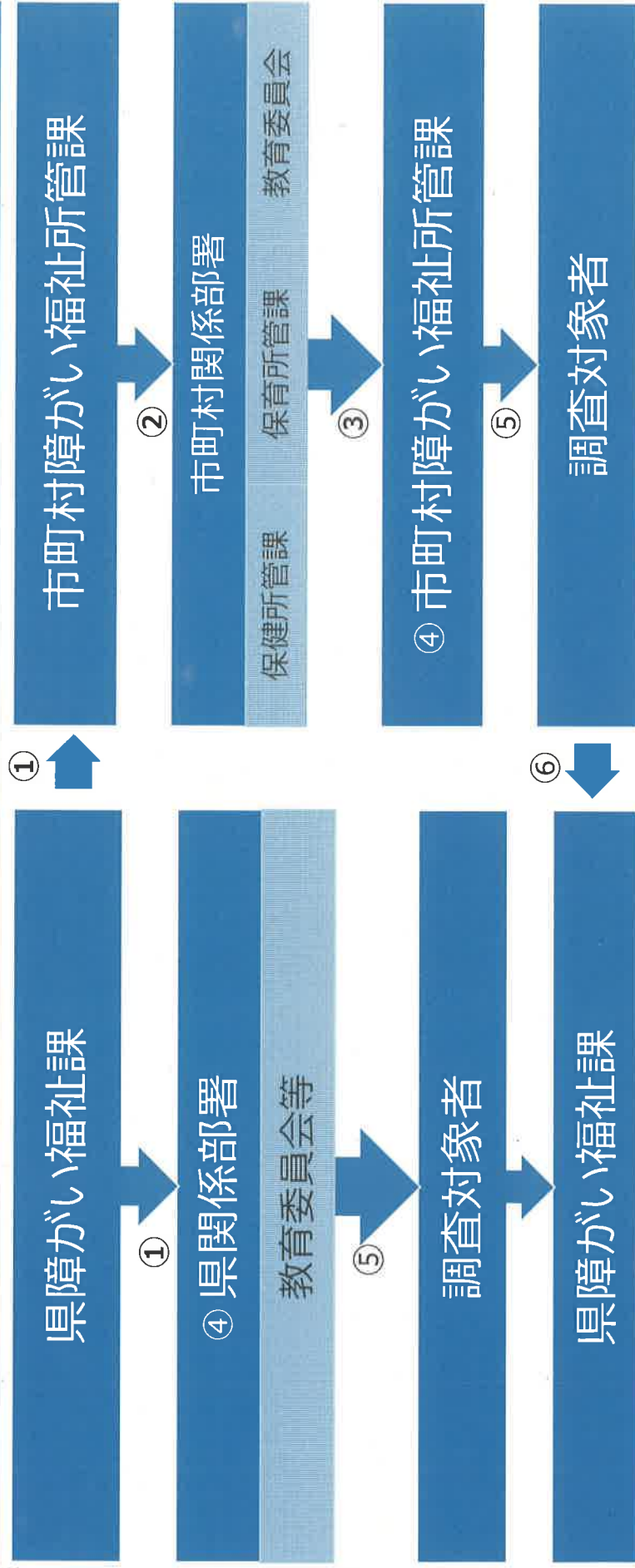
8. その他

【質問10】これまでの質問以外でご意見やご要望等があれば自由にご記入ください。

質問は以上です。最後までご回答いただき、ありがとうございました。



調査方法



- ① 県障がい福祉課より県関係部署及び市町村障がい福祉所管課あてに調査依頼
- ② 市町村障がい福祉所管課より市町村関係部署に調査対象者確認依頼
- ③ 各関係部署より市町村障がい福祉所管課へ対象者情報を提供
- ④ 県関係部署にて、調査対象者の確認及び市町村障がい福祉所管課にて、重複対象者の選別
- ⑤ 県関係部署及び市町村障がい福祉所管課より調査対象者へ調査協力依頼
- ⑥ 調査対象者より県障がい福祉課へ調査票を送付